

令和5年度 千葉県新モビリティサービス導入推進事業募集要項

1 事業の目的

地域公共交通の利便性や効率性等の向上を図るため、ICTやAI等デジタル・先端技術を活用した新モビリティサービスの導入等に要する経費について、補助金を交付します。

2 事業の内容

(1) 補助対象事業

- ア 新モビリティサービスの導入可能性について調査研究を行う事業
 - ・ 地域課題の整理や先進事例の調査
 - ・ 勉強会の開催 等
- イ 新モビリティサービスの導入等を目的とした実証実験等を行う事業
 - ・ 導入するシステム・アプリケーションの導入費用、開発費及び利用料
 - ・ 決裁端末のレンタル・リース料
 - ・ 効果や課題の検証に係る費用 等

(2) 補助対象事業者

市町村と協働で事業を行う企業・大学等

(3) 補助金額

- ・ 補助対象経費の1/2以内
- ・ 補助限度額 300万円

(4) 補助対象経費

- ・ 補助対象経費とは、補助事業に要する経費のうち、「(別紙)補助対象経費について」に定められている経費から消費税を控除した金額です。
- ・ 交付決定前に発注、購入、契約、又は事業期間終了後に納品、検収等を実施したものは原則補助対象外です。
- ・ 補助対象の確認が可能であり、当補助事業の対象として明確に区分できるものに限ります。
- ・ 事務用品等汎用性が高いものは補助対象外です。
- ・ 一般的な市場価格または研究開発の内容に対して著しく高額な経費は対象となりません。
- ・ 機械器具等の購入、営利販売のための原材料の仕入れ等を目的とした申請は採択されません。
- ・ 補助金で購入した機械装置や、制作した試作品を営利販売することはできません。

3 応募資格

本事業への応募者は、次のすべての要件を満たす必要があります。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- ウ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- エ 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

4 応募手続

（1）応募書類

- ア 千葉県新モビリティサービス導入推進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）
- イ 申請額内訳書（別紙1）
- ウ 事業実施計画書（別紙2）
- エ 事業実施体制（別紙3）
- オ 業務実績書（別紙4）
- カ 誓約書（別紙5）
- キ 役員等名簿（別紙6）
- ク 会社案内、製品等のパンフレット（応募者に関する情報がわかる書類）

※ 応募書類等の返却はしません。

※ 上記書類はクを除き、いずれも「千葉県新モビリティサービス導入推進事業補助金交付要綱」に規定する様式です。

※ 上記書類のほか、必要に応じて追加資料の提出や説明を求めることがあります。

（2）応募期間

令和5年7月27日（木）～8月31日（木）

午前9時～午後5時（土日、祝日を除く）

（3）応募方法・提出部数

持参又は郵送により、正本1部・副本1部（計2部）を提出してください。

※ 応募書類に示したア～オ及びキの書類については、別途電子データを次のメールアドレスへ提出してください。なお、1通あたり要領7.1MB以上のメールは受け取れませんのでご了承ください。

（4）提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県総合企画部交通計画課 企画調整班

「千葉県新モビリティサービス導入推進事業」担当者 宛て

5 選定

(1) 審査方法

応募期間中に受理した申請書は、5(2)の評価基準に基づき選定を行います。
また、選定については次の2段階に分けて実施します。

ア 書類審査

応募時に提出された申請書の内容をもとに、審査を行います。

イ 審査会委員によるプレゼンテーション審査

書類審査通過者を対象に、審査会委員によるプレゼンテーション審査を行い、採択案件の選定を行います。

※ プレゼンテーション審査では、4(1)の応募書類以外に別途、任意様式による説明資料(パワーポイント資料など)を提出することができます。

(2) 評価基準

項目	評価基準
妥当性・有効性	・地域の課題等の解決に妥当・有効な提案となっているか ・提案内容が理解できる十分な説明がなされているか
地域性	・地域の特性や公共交通の現況等を把握し、それらを踏まえた提案となっているか
実現性	・理論的かつ実現可能な提案となっているか ・実現に向けた各主体の役割分担は適切か
発展性・活用性	・今後の事業展開は明確となっているか ・地域活性化の方向性と合致・整合しているか
独自性	・意欲的・先進的な独自の提案となっているか ・他の地域との差別化がなされているか
業務体制	・提案業務の実施に十分な人員体制となっているか ・同種又は類似の業務実績を有する人員が配置されているか ・他業務の受注状況により、本業務への影響はないか
業務実績	・同種又は類似の業務実績があるか

(3) 審査結果

- ・ 審査結果は、応募者全員に文書で通知します。
- ・ 応募者が多数の場合、採択となっても補助金交付額が申請額に満たない場合があります。

6 事業の流れ・スケジュール（予定）

①	応募締め切り	令和5年8月31日（木）午後5時
②	書類審査	令和5年9月上旬
③	書類審査結果通知	令和5年9月上旬
④	プレゼンテーション審査会	令和5年9月中旬から下旬を予定
⑤	採択結果通知（交付決定）	令和5年10月初旬
⑥	事業実施	交付決定日から令和6年3月中旬 （令和5年12月頃に中間検査を予定）
⑦	実績報告・確定検査	令和6年3月下旬
⑧	補助金の交付	令和6年4月頃

※ 上記日程はあくまで予定であり、事情により変更となる場合があります。

7 その他

- ・ 国から補助金等が支出されている事業は、本事業の補助対象とはなりません。
- ・ 応募者及び採択者は、本募集要項のほか、千葉県新モビリティサービス導入推進事業補助金交付要綱を遵守しなければなりません。

8 問い合わせ先

千葉県総合企画部交通計画課 企画調整班

「千葉県新モビリティサービス導入推進事業」

担当：小松、南

電話：043-223-2063

E-mail：koukeil@mz.pref.chiba.lg.jp

(別紙) 補助対象経費について

補助対象事業	経費	補助率及び補助上限額
調査研究事業	新モビリティサービスの導入等に向けた調査・研究に要する経費（地域課題の調査・整理の委託費、先進事例の調査・研究の委託費、住民・利用者アンケートの実施費用、勉強会の開催等の事務費等）	当該事業に要する補助対象経費の 1/2 以内。ただし、3,000 千円を上限とする。
実証実験事業	新モビリティサービスの導入等に向けた実証実験に要する経費（システム・ソフトウェア等の使用料、機器等のレンタル・リース料、実証実験の実施に係る委託費、広報費 等）	